

宮崎労働基準協会報

健康と安全作業を積み重ね 築くゼロ災 みんなの誇り



全社員で共有!!
情報は、
企業のエネルギー!!



宮崎市青島 サーフアー

全国屈指のサーフポイントとして知られている宮崎。風の日が少なく、ビジターや初心者から中・上級者までレベルに応じてオールシーズン楽しめるのが魅力です。さあ、極上のサーフトリップへ出かけましょう!

防ごう! 熱中症

作業の前に体調チェック
こまめに水分+塩分
適度に休憩



目次 CONTENTS

県内の優良事業場・功労者を表彰	2
塩月会長 令和3年度厚生労働大臣功績賞を受賞	2
個別労働紛争解決基礎研修の実施案内	3
「産業雇用安定助成金」を創設しました	4・5
石綿作業主任者技能講習追加開催のお知らせ	5
育児・介護休業法が改正されました	6
随想「私のご先祖様と日本刀」	7
講習のご案内	8

サボテン

子供の頃の私は、体は虚弱、態度は軟弱、不健康のかたまりでした。中学生の頃、体育教師から「痩せてるな、長生きしないぞ」と言われました。高校では、体育館の入り口に「健全なる精神は健全なる身体に宿る」と書いた大きなプレートがあり、おかげで体育が嫌いになりました。大学時代、空手部の猛者が「軟弱だな、長生きしないな」と哀れんでくれました。高度経済成長期が終わる(昭和四十九年)頃までは、昔の徴兵検査の名残でしょうか、男は頑健でたくましいことが理想の健康像でした。

現在、WHOは「健康は、体も、心も、社会的にも良い状態にあること」とホンワカと定義しています。健康は体の強弱ではないということです。ちなみに、生物学者は「生物は弱いものしか進化しない」と言っています。

そのせいでしょうか、女性は進化し、数世代前の女性とは別人種になったかのようです。男性も少し進化して、むき出しの強さではなく、品の良い男らしさが普遍化してきました。ときに、少しばかり強い夫、強い妻に悩む人たちもいるようですが、適度に進化を調整し、夫婦も、そして社会もほど良い状態であって欲しいものです。

蛇足ですが、「健全なる精神云々」は誤訳。正しくは「健全な体には健全な精神が宿って欲しい」でも、そうではないことが多い」と嘆いたものだそうです。なお、私を哀れんでくれた空手部の猛者は五十半ばで病に倒れ、男らしく同級生の先陣を切って他界しました。

(Arrow)

県内の優良事業場・功労者を表彰

個人2名に厚生労働大臣表彰状、4事業場と個人4名に宮崎労働局長表彰状を授与

▶表彰状が授与された受賞者

(前列左から株式会社新菱 宮崎工場、塩月光夫宮崎労働基準協会会長、田中局長、元明吉美陸災防宮崎県支部長、新生電子株式会社 都城工場、後列左から濱田憲和建災防宮崎県支部安全指導員、瀬尾和彦建荷協宮崎県支部巡回指導員、鶴紀子宮崎産保センター産業保健相談員、有限会社蛭原木材工業、ミツワハガネ株式会社。なお、新修一宮崎県南那珂地産保コーディネーターは所用により欠席)



宮崎労働局は7月1日、宮崎市のホテルメリージュにおいて、令和3年度の安全衛生に係る厚生労働大臣表彰伝達授与式・宮崎労働局長表彰式を行いました。

本表彰は安全衛生に関する水準が良好で他の模範であると認められる優良事業場や、長年にわたり安全衛生活動に尽力し地域の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者に対し、厚生労働大臣及び宮崎労働局長が全国安全週間に合わせて行うものです。本年度は厚生労働大臣表彰に2名、宮崎労働局長表彰に4社と4名が選ばれました。

表彰式では田中大介局長から大臣表彰状の伝達授与及び局長表彰状の授与が行われました。田中局長はあいさつの中で、受賞者の功績をたたえ、とともに「県内で働く労働者の安全確保のための措置、又は快適な職場環境形成及びメンタルヘルスを含めた健康保持増進などの諸課題に対して、これからの地域や職場における安全衛生活動の模範となっていたください」と述べました。

塩月会長 令和3年度厚生労働大臣功績賞を受賞



塩月会長は、平成28年6月に当協会の会長（代表理事）に就任され、宮崎県下の事業場の労務管理水準の向上及び安全衛生管理水準の向上に指導的立場で尽力、貢献された功績により今回受賞されたものです。

令和3年度

個別労働紛争解決 基礎研修の実施案内

WEB
研修

本研修は、主に企業内の個別労働紛争に対応される方に、個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円滑かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として①紛争の争点を把握し整理する能力②争点ごとに事実関係を調査し、正確に把握する能力③法令、判例や就業規則を踏まえ、有効な解決手段を見出す能力などを付与・向上することを目的として開催するものです。

基礎研修の内容

労働法

オンデマンドにより、労働契約法関係、賃金・労働時間、集団的労使関係など労働法①～⑥について6コマ合計9時間を事前（ライブ配信前の1か月程度）に学習していただきます。

事例研修

ライブ配信により①労働紛争の解決システム（労働事件の審理の実際と解説）②争点の把握と法の適用について4コマ6時間学習していただきます。講師は、ベテラン弁護士です。

定員・受講料

定員

1回当たり60人

受講料

27,500円

テキスト・教材一式込み

研修スケジュール

月	開催日	開催日	開催日
7月	9日(1回目)	29日(2回目)	
8月	23日(3回目)		
9月	8日(4回目)		
10月	2日(5回目)	8日(6回目)	27日(7回目)
11月	9日(8回目)	20日(9回目)	
12月	2日(10回目)	15日(11回目)	
1月	20日(12回目)	28日(13回目)	

(令和3年7月から令和4年1月まで13回開催)

お申込みから受講までの流れ

Step 1 WEBより応募

全基連ホームページ (<http://www.zenkiren.com>)の「応募フォーム」からお申込みください。

Step 2 受講料の振り込み

受講料27,500円は、研修開始の1か月前までに下記口座にお振込みください。

三菱UFJ銀行 神田支店 普通預金 0338084
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
シャ) ゼンコクラウドウキジュンカンケイダンタイレンゴウカイ

Step 3 各資料の送付

テキスト・教材、動画視聴用URL、操作マニュアル等をご指定の住所あて送ります。

Step 4 URLとパスワード送付

研修前日までにライブ配信受信用のURLとパスワードを登録されたメールアドレス宛に送ります。

研修で使用するアプリはVimeoとZoomです。
あらかじめダウンロードするなど受講環境を整えてください。

主催者 全国労働基準関係団体連合会

宮崎労働局 からの
お知らせ

○「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主様
○「在籍型出向」により人材を活用したい事業主様へ

「産業雇用安定助成金」を創設しました!!

助成金の対象となる出向

対象 雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持を図ることを目的に行う出向)が対象。

前提 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

その他の要件 ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性独立性が認められること
・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないことなどの要件があります。

対象事業主

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)
- ②当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

助成率・助成額

出向運営経費 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中の経費の一部を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を往った場合に助成します。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1円当たり(定額)	
加算額 ^(※)	各5万円/1円当たり(定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約^{※1}
労働組合などとの協定
出向予定者の同意

出向計画届提出・要件の確設^{※2}

出向の実施

支給申請・助成金受給

助成対象となる経費

- 出向開始が令和3年1月1日以降の場合
出向開始日以降の出向運営経費及び1月1日以降の出向初期経費が助成対象となります。
- 出向開始が令和3年1月1日より以前の場合
1月1日以降の運営経費のみ助成の対象となります。

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2 出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し、出向開始の前日(可能であれば2週間前)までに宮崎労働局またはハローワークへ提出してください。
(手続き出向元事業主がまとめて行います)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1:旅客自動車運送業→貨物自動車運送業

観光バス会社(送出企業)

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。

<企業規模:29人以下>

出向
期間
5か
月
労働
者
2名

精密部品運送会社(受入企業)

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。

<企業規模:29人以下>

事例2:旅館・ホテル業→食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル(送出企業)

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機にレストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。

<企業規模:100人～299人>

出向
期間
6か
月
労働
者
2名

レストラン(受入企業)

食肉加工の直営レストランを経営している。調理人を正社員として採用したいと考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、同じ地域の企業のお役に立つことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模:30人～49人>

事例3:航空運送業→卸・小売業

航空運送業(送出企業)

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。

<企業規模:1万人以上>

出向
期間
6か
月
労働
者
14名

卸・小売業(受入企業)

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、店舗での販売員として出向で受け入れたい。当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模:5,000～9,999人>

産業雇用安定助成金に
関するお問い合わせ

宮崎労働局助成金センター
大塚台西1-1-39ハローワークプラザ宮崎

0985-62-3125

出向の活用に関する相談
(出向先・出向元のマッチング等)

産業雇用安定センター 宮崎事務所
宮崎市高千穂通1-6-35住友生命宮崎ビル3階

0985-38-7210

令和3年・労災死亡者累計

宮崎労働局

令和3年7月13日現在

業種	宮崎	延岡	都城	日南	計	前年同期
製造業						
建設業	2				2	3
運輸業	3				3	3
林業		1			1	1
その他	1				1	
計	6	1			7	
前年同期	2		4	1		7

事務局よりお知らせ

石綿作業主任者技能講習の追加開催が決定しました！

令和3年

11/

29月～30火

08:30開始
(10分前集合)

受付開始日
10/29(金)

会場 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市祇園3丁目1番地)

受講費用 会員 12,320円 一般 13,420円 ※テキスト代込

申し込み先 (公社) 宮崎労働基準協会宮崎支部 TEL.0985-25-1853

〒880-0024 宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル

事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

育児・介護休業法が改正されました

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進の枠組みや育児休業対象労働者への個別周知・意向確認の義務付け等が定められました。本改正により、子が1歳未満の間に、男性は最大4回、女性は2回まで育児休業の分割取得が可能になるなど、より労働者が仕事と家庭を両立しやすい環境が整備されます。

改正法は令和4年4月1日以降順次施行されますが、事業主の皆さまにおかれましては、本年度中より社内制度の点検・見直し等の対応が求められます。

1. 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。（男性の「出生時育児休業」の新設）

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

	新制度（現行制度との併用可）	現行制度
対象期間	子の出生後8週間以内に最大4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期間	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	本改正により可能に
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

2. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。

（施行日：令和4年4月1日）

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 → 研修、相談窓口設置等複数の選択肢から選択可
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
→ 面談等での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢から選択可

3. 育児休業を分割して取得できるようになります。

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

- （新制度とは別に）分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合、育休開始日を柔軟化

4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。（施行日：令和4年4月1日）

例：育児休業の場合

（改正前）

- （1）引き続き雇用された期間が1年以上
- （2）1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



（改正後）

- （1）の要件を撤廃
※無期雇用労働者と同様の取り扱いに

5. 育児休業取得状況の公表が義務になります。（施行日：令和5年4月1日）

- 常時雇用する労働者数が1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。

お問い合わせ先



宮崎労働局 雇用環境・均等室

☎ 0985-38-8821

随想

私のご先祖様と日本刀



(公社)宮崎労働基準協会
川崎 隆雄 講師

し抱えの劔工金道の名を継承されたところ。

私の所有する本の一冊に、憶郷土史がある。その本の一編に刀工鬼正という人物が登場する物語が記載されている。物語の概要を紹介すると、鬼正の通称は川崎傳九郎。時は江戸時代後期、鬼正は憶村新別府（今の宮崎市新別府）に刀鍛冶場を設け、刀工の腕を磨いた。彼の技量は名工の域に達し、やがて当時の佐土原藩主島津氏に招かれ佐土原藩の召

調査を行った。父方の最古の戸籍謄本によると私の高祖父（四世代前）にあたる川崎傳蔵さんが戸籍上で立証される最初の人で住所は宮崎郡憶村大字新別府と記してある。刀工傳九郎と傳蔵、同じ傳を名乗り住所も同じ。又、二人共江戸後期生まれで年代も重なることから極近い血縁関係だったといえる。

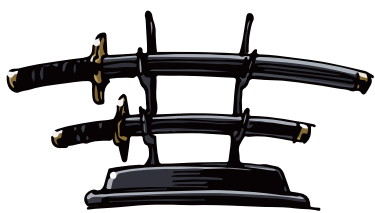
話は変わり、昔の子供は肥後守という小刀を皆持っていた。私もその一人だったが、私の小刀は大振りで常にギラギラに砥がれ、青竹などの試し切りに妙な快感を覚えた。又、家の包丁研ぎも好んでやった。その後、成人になるにつれ日本刀に興味を持つようになった。そしていつかは刀を手に入れたいと思っていたが、な



にせ高額であるがゆえに「高嶺の花」といったところであきらめていた。このように幼少の頃から刃物に関心を持つ私の身体には、傳九郎さんのDNAが受け継がれているのかもしれない。名譽な事である。そして月日は流れ、今から二十二年前の事、刀を売りましようという人が現れた。持参された刀は長さ七十センチ、反りの大きい綺麗な刀である。売り人曰く、この刀は椎葉村で手に入れた、姿身からみて平家の落ち武者が持っていた刀だろうとの事。売値は八十万位だが、川崎さんが払える金額で売ると言う。十方でOKしてくれた。でも余りにも極端な値引にこの刀大丈夫かなと思っただけ、衝動買いの感覚で買ってしまった。ところで日本刀は銃砲刀剣類登録証がないと所持できないが、なんと買った刀はそれを紛失しており登録

証再交付が必要となった。手順は県文化財課に刀を持参し刀鑑定士による認定審査を受ける。鑑定士は二名で双方が認定しないと交付されない。いよいよ私の刀の審査である。口髭に羽織袴姿の方とスーツを着込んだ鑑定士二名。口髭の方から始まった。まず刀を垂直に立て横に倒して、そして一言『これは太刀ですな』太刀とは平安時代後期から鎌倉時代前期に作刀された古刀のことである。奇遇な経緯を辿って私の手元に来た刀は無事に認定を頂き登録証が交付された。重常作と銘が打つてあるこの刀だが、名立たる名刀であるとの確信は全く無い。ただ鑑定士の見解が正しいと信じて八百年前の太刀を大切にしたい。

終わり



講習のご案内

8月9日

講習のお申込み・お問合せは、本部・宮崎支部 までお願いします。

但し、ガス溶接技能講習(主に高校生対象)を受講希望の方については、担当支部にお問合せの上、お申し込みください。

・「技能講習」等の受講申込書に、自動車運転免許証等の写しの貼付が必要です。

・テキストの送付を希望される場合は、送料を負担していただきます。

・受講料、テキスト代は消費税込みの金額です。原則として、開催日の5日前までにご入金ください。

(現金での支払い…本部・宮崎支部窓口、現金書留…担当支部宛、振込み…担当支部口座)

「受講申込書」はホームページから印刷(ExcelまたはPDF形式)できます

宮崎基準協会



(免除)…以下の講習等の免除対象者についてはお問合せいただくか、宮崎労働基準協会HPでご確認ください。

	講習名	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	担当支部	開催日	会場
技能講習	ガス溶接	12,100	会員 330 一般 880	都城	※8/21(土)～8/22(日) ★定員に達しました	(学科) 小林秀峰高等学校(小林市) (実技) 都城地区建設業協会
				日南	※9/17(金)～9/18(土) ★定員に達しました	(学科) 都城東高等学校(北諸県郡三股町) (実技) 日南市テクノセンター
	玉掛け (吊上げ荷重1トン以上のレーンの玉掛け作業)	27,280 (免除 25,190)	会員 550 一般 1,650	宮崎	9/2(木)～9/4(土)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 矢野運輸(株)
	小型移動式クレーン (つり上げ荷重1トン以上5トン未満の 小型移動式クレーンの運転業務)	34,540 (免除 32,120)	会員 605 一般 1,705	都城	※8/26(木)～8/28(土) ★定員に達しました	(学科) 都城地区建設業協会 (実技) 吉原建設(株)仮設機材部(都城市)
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等	11,440	会員 880 一般 1,980	宮崎	9/9(木)～9/10(金)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
	酸素欠乏・ 硫化水素危険	17,160	会員 1,210 一般 2,310 ※価格改定	宮崎	※8/18(木)～8/20(金) ★定員に達しました	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 延岡市職業訓練支援センター
	有機溶剤	11,440	会員 660 一般 1,760	宮崎	8/30(月)～8/31(火)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
特別教育	クレーン運転業務	会員 11,550 一般 14,630	1,705	延岡	9/8(水)～9/9(木)	(学科) 日向地区中小企業支援機構 (実技) 都城地区建設業協会
				都城	9/10(金)～9/11(土)	(学科) 海晴機械(株)(北諸県郡三股町) (実技) 都城地区建設業協会
	アーク溶接等業務	会員 17,270 一般 20,350	1,100	宮崎	※8/5(木)～8/7(土) ★定員に達しました	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) ポリテクセンター宮崎
	機械研削用といし 取替等業務	会員 11,550 一般 14,630	1,320	宮崎	9/18(土)～9/19(日)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) ポリテクセンター宮崎
	自由研削といし 取替等業務	会員 8,140 一般 11,110	1,320	宮崎	8/28(土)	(学科) ポリテクセンター宮崎 (実技) ポリテクセンター宮崎
	電気取扱業務(低圧)	会員 11,660 一般 14,740	770 ※価格改定	宮崎	9/14(火)～9/15(水)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 延岡市職業訓練支援センター
				延岡	※8/25(水)～8/26(木) ★定員に達しました	(学科) 延岡市職業訓練支援センター (実技) 延岡市職業訓練支援センター
その他	フルハーネス型 墜落制止用器具	会員 6,710 一般 9,790	990	延岡	※8/18(木) ★定員に達しました	(学科) 延岡市職業訓練支援センター (実技) 延岡市職業訓練支援センター
				都城	※8/5(木) ★定員に達しました	(学科) 都城地区建設業協会 (実技) 都城地区建設業協会
	安全管理者選任時研修	会員 16,280 (免除 13,860) 一般 19,250	1,650	宮崎	9/16(木)～9/17(金)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
	安全衛生推進者養成講習	11,440 (免除 8,030)	会員 330 一般 1,430	宮崎	9/28(火)～9/29(水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
	職長等の教育 (注)建設業の方については、職長・安全衛生 責任者教育を建設業労働災害防止協会 (TEL 0985-20-8610) が実施しています。	会員 11,550 一般 14,630	880	宮崎	8/26(木)～8/27(金)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
				延岡	9/28(火)～9/29(水)	延岡市職業訓練支援センター
	リスクアセスメント 実務研修 ★中災防 中小規模事業場に対する 割引サービス利用の場合→詳細は 中災防 割引サービス 検索	【正規料金】 会員 31,680 一般 35,200 【割引後】 会員 19,008 一般 21,120	テキスト代込	宮崎	9/8(水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市祇園3-1) ★中災防 中小規模事業場に対する 割引サービスのご案内 当サービスを利用できる事業場は、 ・常時使用労働者数が300人未満かつ ・労災保険の適用事業場 申込み時に直近の労働保険申告書(写)を提出ください。

講習会の申込み・問合せ先等

- 宮崎労働基準協会本部・宮崎・日南支部
〒880-0024 宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業祇園ビル
TEL.0985-25-1853 FAX.0985-28-9080
- 延岡支部 TEL.0982-34-5538 FAX.0982-21-0117
- 都城支部 TEL.0986-24-5603 FAX.0986-24-5618

■ 申込受付期限等

申込みの受付は、開催日の1か月前から開始します。土日・祝日に当たる場合は翌営業日となります。また、申込みの締切りは、開催日の2営業日前までです。郵送の場合は開催日の2営業日前までに必着となります。定員に達している場合は、キャンセル待ちをご案内します。